

令和8年 第2回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 鈴木真人

質問	答弁
<p>1 誰もが自分らしく輝ける社会とするためのジェンダーギャップ解消について</p> <p>本市は、「若年女性の東京圏等への人口流出」に歯止めがかからず、解決すべき市の最重要課題の一つとなっている。若年女性の流出は、人口減少だけでなく、婚姻数や出生数の減少、地域の活性化や産業発展などにおいて、将来的に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。現実に着目すると、本市は女性にとって、魅力的な就職先・キャリアアップの機会が少ない、仕事や家庭での性別役割分業の存在、職場においても男性が優遇されていると感じるなど、社会的な性別役割分担意識に起因する男女格差を指すジェンダーギャップが存在している。そのため、形式的な平等から実質的な平等、公平性、公正性の実現が必要とされ、性別を問わず男女がともに、生活を基盤に、仕事でも活躍できる社会、人間としての尊厳ある社会が求められている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 女性に選ばれるまちを目指す取組の一つとして、さらには男性の「男はこうあるべき」という重圧からの解放につなげ、性別に関わらず誰もが生き生きと暮らすことができる寛容な社会とすべく、ジェンダー平等社会を目指し、ジェンダーギャップ解消のための取組を加速度的に推進する必要があると考えるが、いかがか</p>	<p>1. (1) 中野市長</p> <p>誰もが安心して暮らし、自分らしく能力を 発揮できる社会を実現していくためには、 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに捉われず、多様な生き方や価値観を 認め合い、互いに尊重し合うことが大切である。本市では、昨年度策定した第4次浜松市男女共同参画基本計画において、「ジェンダー 平等意識の醸成」と「固定的性別役割分担からの脱却」を計画の重要な柱として、性別に関わらず、魅力的な地域づくりに向けて取り組んでいる。さらに、本年度は、若者や女性に選ばれるまちづくりを主要施策として、部局横断的に取り組むとともに、必要な予算を重点的に計上したところである。今後も、全ての部署においてジェンダーギャップ解消の視点を大切にし、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる「持続可能なまち」の実現を目指していく。</p> <p>1. 北嶋産業部長</p> <p>(2) ジェンダーギャップ、すなわち男女間の格差の解消に向けては、その背景にあるジェンダーバイアス、性別に基づく偏見や差別意識を解消していくことが重要であると考えている。ジェンダーバイアスは、職場における役割分担のみならず、昇給や昇進にも影響を及ぼし、将来的な活躍機会やキャリア形成を制約する要因となるものと認識している。このため、本年度は、企業と従業員の双方を対象としたジェンダーバイアスの実態調査を予定しており、浜松商工会議所や浜松経済同友会などの協力を得ながら、市内企業における実態や、特に女性の就業継続・キャリア形成への影響等を把握していく。今後は、この調査結果を踏まえ、ジェンダーギャップを解消する取り組みを行うことで、性別に関わらず誰もが能力を発揮し、安心して働き続けることができる職場環境づくりを進めていく。</p> <p>(3) 本市では、結婚や子育て等を理由に離職した女性の再就職を支援するため、就職活動に役立つ知識や就業に必要なパソコンスキル等の習得、さらには就職までを一体的に支援する取り組みを行っており、令和7年度は、173人の就職につなげることができた。また、本年度はパソコン操作に関する需要の高まりや近年のAI技術の進展を踏まえ、参加者の定員を拡大するほか、これまでの基礎的なパソコンスキルを習得するコースとは別に、AIの活用やWEBサイトの制作など、実践的な内容を学ぶコースを新設する。今後も、就職を希望する女性が、必要な知識やスキルを学ぶ</p>

質問	答弁
<p>伺う。</p> <p>(2) 静岡県のジェンダーギャップ指数は、男女の賃金格差や管理職の男女比などの経済分野において、全国で44位となっている。誰もがワークライフバランスを実現するためにも職場におけるジェンダーギャップの解消が必要と考えるが、いかがか伺う。</p> <p>(3) ものづくりのまち浜松の人手不足対応として、結婚・子育てなどで離職した女性のデジタルに特化したリスキリングを推進すべきと考えるが、いかがか伺う。</p> <p>(4) 市役所におけるジェンダーギャップに関わる過去からの課題と、その解消に向けたこれまでの取組の状況と現状認識、そして今後の取組と目標について伺う。</p> <p>(5) 未来に向けて、家庭・地域における無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を自覚し、あらゆる場面でジェンダー平等を実現させていくために、まんがを活用した啓発活動や、家庭内での役割を確認できるシート等での啓発活動、自治会向け等の研修などでの活用について伺う。</p> <p>2 こどもまんなか社会に向けたこどもの権利に係る取組について</p> <p>来年4月の施行を目指し、本市のこどもの権利に関する条例の検討が進められているが、こどもまんなか社会に向けて、こどもを</p>	<p>ことで就職への不安を軽減し、安心して再就職に踏み出せるよう支援するとともに、市内企業とのマッチングを進めることで、女性の就労促進と市内企業の人手不足の解消につなげていく。</p> <p>1. (4) 田中総務部長</p> <p>本市は、2016年4月施行の女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、誰もが活躍できる職場づくりを目指し、育児などに係る制度拡充や、研修を通じた人材の育成に取り組み、行政職員の男性育児休業取得率は、2016年度0.6%から2024年度65.6%、課長級以上の女性職員の割合は8.1%から本年度16.2%に上昇するなど、一定の成果が出ているものと考えている。本年度からの新計画では、5年後の2030年度に、男性育児休業取得率85%、課長級以上の女性職員の割合25%とすることを、目標値として掲げている。これらを実現するため、柔軟な働き方に加え、職場風土の醸成を図るための管理職研修のほか、女性職員が中長期的なキャリア形成を考える研修の実施や、昇任を志向する女性職員が抱える不安などへの個別支援を新たに研究するなど、活躍をより一層推進し誰もが活躍できる職場づくりを目指していく。</p> <p>1. (5) 水谷市民部長</p> <p>アンコンシャス・バイアス、いわゆる無意識の思い込みは、本人に自覚がないまま、職場や地域、家庭などにおける役割意識や行動に影響を与える可能性があり、ジェンダー平等を進めていく上での大きな課題と認識している。先進自治体では、ジェンダー平等について漫画を活用して分かりやすく地域へ働きかけを行っており、このような啓発は、自分事として捉えやすい有効な手法であると考えている。昨年度に実施した、市内企業で働く若い女性を対象としたワークショップでは、身の回りにアンコンシャス・バイアスが数多く存在していることが浮き彫りになった。こうしたことから、本市においても、様々なシチュエーションでのアンコンシャス・バイアスの事例を取り上げ、幅広い世代に届くよう多様な媒体を活用した啓発を進め、誰もが個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会の実現を目指していく。</p> <p>2. (1) 野田こども家庭部長</p> <p>昨年11月、こどもの権利の周知を図る新たな取組として、「こどもの権利フォーラム」を開催した。このフォーラムは、こどもが権利の主体であることを実感できるイベントとするため、こどもが主体的に参画するプログラムをこどもとともに企画した。本年も引き続きフォーラムを開催し、より多くのこどもが権利について理解を深める機会を提供していく。また、11月を「こどもの権</p>

質問	答弁
<p>含め広く市民にこどもの権利の認知を広め、理解を深めていく取組が必要と考える。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) こどもの権利に関しては、市民への周知・啓発が必須である。そのため、昨年11月に実施したこどもの権利フォーラムの継続に加えて、11月20日の「世界こどもの日」を含む11月を「こどもの権利月間」と定めるとともに、年代別の普及啓発ツールを活用し、庁内及び民間にも声を掛けて様々な普及啓発等を推進していく考えについて伺う。</p> <p>(2) 家庭が「心の安全基地」となり、学校で安心して学べる環境が整うことは、こどもの挑戦心と学びの質を高める不可欠な要素と考える。そのため、学校の良き理解者、良きパートナーである保護者に対して、こどもの権利の理解促進への取組について伺う。</p> <p>3 こどもの意見表明等支援事業の展開について</p> <p>児童福祉法改正により意見表明等支援（こどもアドボカシー）が努力義務化され、昨年度から市内の一時保護所と児童養護施設へのアドボケイト派遣が始められ、入所しているこどもたちに対して、こどもの最善の利益を念頭に、こども主導でのこどもの声を聴く活動がスタートした。合わせて、新たなアドボケイトの養成が行われた。</p> <p>一方で、里親や障害児施設においてもアドボケイトによる意見表明等支援事業を望む声がある。</p> <p>については、本市における意見表</p>	<p>利月間」として定めることは、社会的な認知度を高めることに効果的であるため、現在検討中の条例案に盛り込んでいく。普及啓発にあたっては、年代別のリーフレット等の作成・配布に加え、庁内各部局や民間事業者等との協働によるイベントなどを通じて、こども・保護者を含め幅広い層の市民が、こどもの権利について関心を持ち、理解が深められるよう取り組んでいく。</p> <p>2. (2) 吉積学校教育部長</p> <p>議員の御指摘のとおり、保護者は学校の良き理解者、良きパートナーであり、子供の健全な成長には、保護者の協力は欠かせないものと認識している。こどもの権利を知る機会を提供し、保護者に理解を深めていただくため、昨年度、「こどもの権利フォーラム」等の案内を、市立小中学校の保護者に向けて行った。本年度は、こども家庭部により、小学生から大人までを対象とした、こどもの権利に関する出前講座が新設され、この講座を学校やPTA組織が積極的に活用していくことで、更なる周知に繋がると考えている。今後予定されている、こどもの権利に関する条例の制定にあたっては、例えば、学校運営協議会において、保護者がこどもの権利を正しく理解するための取組を協議し、発信を促すなど、こどもの権利を尊重した保護者の役割や関わり方について、より一層理解を深める工夫を検討していく。</p> <p>3. 野田こども家庭部長</p> <p>意見表明等支援事業におけるアドボケイトは、第三者の立場でこどもの思いを聴いたり、関係機関への代弁をしたりする役割を担っており、昨年16名を養成し一時保護所と市内の児童養護施設に入所しているこどもへの意見表明等支援を実施している。本年3月に施設等へ入所中のこどもを対象に実施したアンケートでは、アドボケイトに意見等を話したことがあるこどもの内、約8割が気持ちや意見を話すことができ良かったと回答している。一時保護所や施設等に入所しているこどもは、虐待経験や障害などの背景や事情があり、自らの意見を表明することが困難な場合も多く、アドボケイトとの信頼関係を構築した上で意見表明等支援を行うことが重要となる。今後も、養育環境に応じた適切なアドボケイトによる意見表明等支援のあり方について関係機関と十分協議して進め、里親や施設等へ措置されているこどもが、自らの意見を表明できる仕組みの構築に努めていく。</p>

質問	答弁
<p>明等支援事業（こどもアドボカシー）の現状と、現在実施している一時保護所・児童養護施設に加えて、里親や障害児施設での意見表明等支援事業を行うなど、今後の展開について伺う。</p> <p>4 誰もが楽しめる美術館について</p> <p>本年度の当初予算に新美術館基本構想策定事業が盛り込まれ、3月24日には浜松市新美術館基本構想策定業務がプロポーザル方式で公告された。</p> <p>一方で、令和5年に施行された改正博物館法による美術館の社会的役割の変化を受け、令和7年度からの5年間で期間とする「浜松市美術館運営についての考え方—改訂版—」が示されている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 「浜松市美術館運営についての考え方—改訂版—」では、誰もが気軽に立ち寄れる美術館を目指す姿の一つに挙げられている。誰もがとは、こどもや大人、多様な特性を持つ人など、一人ひとりの特性やニーズに寄り添うことが大切と考えるが、これまでの対応と課題、新美術館基本構想で重視していく点について伺う。</p> <p>(2) 改正博物館法では、新たに博物館資料のデジタル・データの作成と公開の推進が求められている。館蔵作品の鑑賞機会の提供に取り組んでいるが、約8000点の作品の展示を考えるとデジタル・アーカイブの迅速な推進と公開が必要と考える。その進捗と方向性について伺う。</p> <p>(3) アートには感情を揺さぶり、</p>	<p>答弁</p> <p>4. 鳴野文化振興担当部長</p> <p>(1) これまで美術館では、誰もが文化芸術に親しめるよう、多彩な展覧会、市民参加の「市展」、芸術を学ぶ講演会やワークショップなど、多面的なアプローチを継続してきた。また、多目的トイレ、Wi-Fi 設備の整備、音声ガイドの導入など、施設のユニバーサルデザイン化にも取り組んできた。しかしながら、現在の美術館では展示スペースが限られ、貴重な館蔵作品の鑑賞機会を十分に提供できていないことや、常設展示室がないため展示替えのたびに休館を余儀なくされ、市民の皆様がいつでも立ち寄れる美術館とすることが課題となっている。今後、新美術館については、これらの課題を踏まえつつ、アートの持つ人と人をつなぐ力を生かし、創造都市・浜松を象徴する文化拠点施設としての役割を果たせるよう、基本構想等の策定を進めていく。</p> <p>(2) 本市の館蔵作品をデジタル・データとして記録・保存し、管理と活用を図る取組みであるデジタル・アーカイブについて、美術館では、現在、約8,000点の館蔵作品を収蔵品管理システムで記録・保存して適切に管理している。また、著作権の確認が済んだ約1,200点の画像などのデータを市のホームページにて公開している。館蔵作品のデジタルでの公開は、展示スペースの制約等により公開できていない作品の鑑賞機会を広げるだけでなく、作品の多様な活用を促し、創造的活動の活性化にも寄与するものである。また利用者の関心を高め、実物をこの目で見たいという美術館への来館欲求を誘発する重要な基盤になる可能性があると考えている。そのため、今後も計画的に、公開可能な館蔵作品のデジタル・データの順次公開や、内容の充実を図り、作品にアクセスできる環境整備を進めていく。</p> <p>(3) 美術館では、アートの持つ可能性をひろげるため、外部講師や学芸員による講演会、ギャラリートーク、対話型鑑賞、ワークショップなど、多様な教育普及活動を展開しているところである。また、館内での活動にとどまらず、小中学校や大学、協働センター等に出向く「出前講座」も積極的に実施し、広く市民が表現活動やアートの可能性に触れる機会を創出している。こうした中、本年度は新たな試みとして、地域大学との連携により、「学校に通いづらさを抱える児童生徒と保護者」を対象とした展覧会</p>

質問	答弁
<p>自己表現力とコミュニケーション能力の向上、創造性と想像力の育成、人と人をつなげる力などがあるとわれ、アートを活用した社会的処方や、こどもから大人までの全世代のアート体験が注目を集めている。そのため、美術館としてアートの持つ可能性をさらにひろげていくための取組や今後の方向性について伺う。</p>	<p>鑑賞の受け入れを予定している。今後も、誰もがアートを楽しむことのできる機会の充実を図り、また、人や社会とのつながりを築くなど、アートの持つ可能性について模索して、その情報発信に努めていく。</p>
<p>5 誰もがおでかけできる社会に向けた公共交通の再構築（リ・デザイン）について</p> <p>公共交通については、国連総会で採択されたSDGsにおいて「すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」ことが求められており、本市は、2018年に国の「SDGs 未来都市」に選定されていることから、取組をさらに進めていくことが求められている。しかしながら、現状の公共交通は多くの課題があり、現在公共交通の再構築（リ・デザイン）の検討が進められている。</p> <p>一方、市内企業の労働組合が実施したアンケートで、本市へのUIJターン促進には、「仕事・暮らし・交通」の三点セットが必要とされ、若者・学生、県外から来る人、都市部で車を持たない生活に慣れた人にとっては、車がないと生活がしにくいことが大きなハードルになっているとの結果が出ている。高校生や免許返納者を含めて車が運転できない人でも安心して暮らしていける社会づくりが急務となっている。</p>	<p>5. 濱田都市整備部長</p> <p>(1) 交通は、市民の日常生活や社会生活だけでなく、地域間交流や経済活動の基盤であることから、豊かな市民生活の実現、地域社会の維持・発展に寄与するものとなるよう、交通事業者のみならず、地域ぐるみで支えていくことが重要だと認識している。公共交通のリ・デザインの目的は、地域住民や交通事業者と連携・協働を通じて、地域公共交通の利便性・持続可能性・生産性を高めることにある。これからの人口減少、高齢社会、及び多様なくらしに対応した公共交通の確保に向けて、バス路線の再編や交通結節点の整備などによる利便性の向上、及び公共交通利用推進による環境負荷の低減など、持続可能な社会を目指した取組を実施していく。</p> <p>(2) 公共交通は、利用者の減少、人件費や燃料費などの高騰に伴う運行費用の増加などにより、交通事業者が、公共交通網を単独で維持することは困難になっている。これまで、主に中山間地域の民間バス路線の維持や交通空白地域における地域バスの運行、NPO法人による交通空白地有償運送などへ支援をしてきた。このような状況の中、2023年、国はリ・デザインを促進することで地域公共交通を活性化するため、地域交通法を改正するとともに、補助金などの予算を大幅に拡充した。本市においても、昨年度、遠州鉄道株式会社に対し、運行経費の一部を支援することで、現行のバス路線を維持するとともに、2027年度まで3年をかけて、リ・デザインに向けて連携していく協定を締結した。また、リ・デザインを実現するためには、新たに具体的な施策を盛り込んだ「利便増進実施計画」の策定が必要になるため、2027年度内の策定に向けて、実証実験の実施も含めて準備しているところである。今後、リ・デザインが目指す持続可能な社会を作っていくために、地域活性化、福祉、医療、教育などの関連施策と連携するとともに、国の支援制度を活用することにより必要な財源の確保に努めていく。</p>

質問	答弁
<p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 車を運転して移動できない人（高齢者、高校生、観光客など）が公共交通を使っておでかけできる社会が必要と考えるが、公共交通のリ・デザインが目指す目標について伺う。</p> <p>(2) 公共交通は日常生活に必須な社会基盤であり、財政負担も必要と考える。これまでの財政負担の考え方、今後リ・デザインを進めるにあたっての財政負担の考え方について伺う。</p> <p>(3) リ・デザインを進める中で、実際に公共交通を利用する学生や若者などの意見を反映させていくための方策について伺う。</p> <p>6 天竜区の森林資源を活用したセルロースナノファイバーについて</p> <p>セルロースナノファイバー（CNF）は、木材などの繊維をナノレベルまで細かく分解したもので、軽量でありながら鋼鉄の5倍の強度を持ち、自動車部品や建材など幅広い分野への社会実装が期待される革新的な新材料である。本市には、広大な森林エリアが天竜区を中心に広がっており、CNFの活用は、間伐材や製材端材といった未利用の森林資源を宝に変え、地域経済を循環させる強力な原動力になり得ると考える。</p> <p>ついては、天竜区の豊富な森林資源を活用したCNFの研究開発、関連企業の誘致などの支援について伺う。</p>	<p>(3) 公共交通の問題は、市民の関心が高く、市長へのご意見箱や中学生未来VOICEなどにおいても意見をいただき、本市が実施する施策の中でも重要度が高いものと考えている。これまでも出前講座などを通じて公共交通の現状や取組を説明したり、意見をいただいたりする機会を設けているが、本年度は、地区内交通等基礎調査事業において、地域バス利用者へのアンケート調査を行うとともに、遠州鉄道株式会社との協定に係る進捗管理、情報交換を行うために設置した「リ・デザイン協議会」を活用し、交通事業者に寄せられた意見も幅広く聴くことで、学生や若者の意見を反映させるように努めていく。</p> <p>6. 北嶋産業部長</p> <p>CNF（セルロースナノファイバー）、軽量で高強度かつ植物由来で環境負荷が低い素材であり、近年ではサーキュラーエコノミーと脱炭素社会を実現する「新素材」として注目を集めている。静岡県では、ふじのくにCNFプロジェクトとして、販路拡大・社会実装などを支援しており、既に輸送用機器部品の一部として活用される事例も出てきている。一方で、様々な処理工程を要するため製造コストが高く、多くの製品に活用されていくには、さらなる研究開発が求められている。本市では、イノベーション構想の成長7分野である環境・エネルギー分野として、新技術・新製品の研究開発を支援する制度を設けているほか、CNFの社会実装を目指す静岡大学セルロース循環経済研究所とも連携し、CNF活用の研究開発を後押ししているところである。今後も、関係機関と連携し、実用化に向けた取り組みを支援するとともに、将来的には関連企業の誘致なども検討していく。</p>

質問	答弁
<p>7 教職員の働き方改革について</p> <p>昨年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正により、教職員の時間管理と健康確保が法的義務に強化されたことを受け、本年3月に浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画「あかるく・いきいき・みりよくある学校創造プラン」が策定された。このなかでは、成果指標・目標値が示され、ウェルビーイング向上に向けた新規・拡充の取組が計画されている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 学校にとって子どもたちの健やかな成長を願う保護者・地域との信頼関係構築への取組が重要であるが、一方で、学校で起こり得る社会通念上許容される範囲を超える行為等に対する組織としての対応力の強化が示されているが、実効性を高めるための取組について伺う。</p> <p>(2) 学校問題解決に向けた体制強化として、学校代理人としてスクールアトニーや学校問題解決支援コーディネーターの配置を検討するとあるが、今後の進め方について伺う。</p> <p>(3) 男性育児休業取得の現状と、取得促進のための代替職員配置に向けた対応について伺う。</p>	<p>7. (1) (2)野秋教育長</p> <p>教職員と保護者は、子供の成長を共に願い支え合うパートナーである。子供を第一に考え、互いを信頼・尊重し、対話を通じて課題解決を図ることができる関係性を目指している。一方で、事実関係に基づかない要求や、教育活動の範囲を著しく逸脱した過剰な苦情に対しては、組織として毅然と対応していく必要がある。本年1月の「浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針」策定を受け、教育委員会から保護者に対して、信頼関係を大切にし、丁寧な対応に努める旨を伝えた上で、方針の周知を図った。また、学校における働き方改革への理解と協力を求める周知文書には、適切な時間内でのご相談や過度な要求等を、お控えいただく旨を追記したほか、全ての市立小中学校の電話機に通話録音機能を追加した。今後は、教職員と保護者双方へ向けて、良好な関係づくりの姿勢や、社会通念上許容される範囲を超える行為の具体例を示したメッセージの発出を考えている。さらに、学校現場に対しても、保護者との信頼関係構築に向けた基本的な対応を示していく。</p> <p>スクールアトニーと学校問題解決支援コーディネーターについては、制度導入に向けた他都市の事例研究を進めているところである。先進自治体からは「専門家の後ろ盾により教職員の精神的負担が軽減された」「外部機関との連携が円滑になった」「初期対応が迅速化し、案件の長期化が減少した」などの成果が報告されている。教育委員会としては、引き続き学校と保護者・地域がより良い関係を構築できるよう支援するとともに、本市の実態に応じた制度となるよう、アトニーやコーディネーターの人选、運用体制等についての検討を進めていく。</p> <p>7. (3)吉積学校教育部長</p> <p>本市教職員における男性育児休業取得率は、2024年度が10.7%、昨年度が35.6%と増加傾向にあるものの、本市の一般職員や他自治体の教職員と比較しても低い状況にある。有給休暇を利用して育児時間を作り出している現状もうかがえるが、まとまった育休取得率の向上は大きな課題と捉えている。男性教職員の育児休業取得を更に促進するには、代替教員の配置と確保が重要となる。そこで小学校の「産休教員等に係る学校運営改善措置要綱」の対象に男性教員も新たに含める改訂を、本年4月に行った。代替職員を配置し、年度当初や年度末に担任が代わることによる児童への負担を軽減することで、男性教員も安心して育休を取得できる職場環境の醸成と体制整備を進めていく。また、教員免許を持ちながら教職に就いていない方を対象としたペーパーティーチャー説明会を今後も継続して開催するなど、人材の確保にも引き続き取り組んでいく。</p>